

主なリース対象物件

区分	対象物件	リース期間
ミルクタンク ローリー 及び ミルクタンク コンテナ等	ミルクタンクコンテナ	7年
	ミルクタンクローリー (車台、タンク、メータ)、 ミルクタンクトレーラー (車台、タンク、メータ)、 ミルクタンクトレーラー(ヘッド)	5年
	ミルクタンクトレーラー(ヘッド)	4年
貯乳冷却施設	建 物	20年
	建築物(汚水処理施設等)	15年
	建築物施設に係る舗装工事	10年
	機械器具(ストレージタンク、CIP機械施設等) 汚水処理施設に係る機械施設	9年 7年
滅菌貯乳施設	建 物	20年
	建築物	10年
	機械器具(滅菌貯乳タンク、滅菌機械施設等)	9年
その他	経営管理機器、販売機器	6年
	オートサンブラ、保冷車、冷蔵機能付輸送車、 情報通信機器	5年
	宅配専用車(三輪バイク、貨物自動車)	3年

この表に掲載のないリース対象物件をご希望の場合は、畜産環境整備機構までご相談ください。

リース期間 リース期間は、リース物件の法定耐用年数と同一の期間を標準としていますが、お客様のご希望により、短縮や延長した期間にすることができます。

リース期間(年)	5	7	9	20
(短縮・延長の場合)	(3~6)	(4~9)	(6~11)	(12~20)

畜産環境整備機構の

リースの活用で

集送乳の効率化の実現を!



リース期間が終了したリース物件は、譲渡金をお支払い後、お客様のものになります。

お客様の経営規模や周辺環境にあった機械、施設の機種や規模、メーカーを選定することができます。

農業協同組合等と集送乳等の契約を締結している運送会社(中小法人に限ります)も、リースを利用することができます。

リースに当たって、頭金などの資金を用意する必要はありません。また、リース料のお支払いは、年1回払いまたは年4回払いを選択できる上に、初年のリース料の負担を軽減するため、年額のおよそ1/3になっています。

メリット5
運送会社も
リースを利用可能

畜産環境整備機構リースの
6つのメリット

メリット2
自己資金の
有効活用

過去3年度内に、当リースの利用額が9千万以上のお客様は、基準の附加貸付料率から、0.2%を引き下げております(平成26年3月19日現在)ので、附加貸付料率はいつでもお得になっています。

メリット4
リースの再利用者は
いつでもお得

メリット3
きわめて低い
附加貸付料率

附加貸付料率は、(株)日本政策金融公庫の利率を参考にして決めるため、きわめて低い料率の上、譲渡代金(取得価額の10%)には附加貸付料率をかけていませんので、さらにお得になります。

●お問い合わせ先



一般財団法人 畜産環境整備機構

TEL.03-3459-6300 FAX.03-3459-6315 e-mail leio@leio.or.jp

ホームページ <http://www.leio.or.jp>



一般財団法人 畜産環境整備機構

こんなに低いリース料!

リース料は、**基本貸付料**(消費税を含む)、**附加貸付料**
保険料の合計額を、リース期間中に年
1回または年4回お支払いいただきます。譲渡代金は、
最後のリース料のお支払いから3ヶ月後にお支払い
いただきます。

附加貸付料の料率は、平成26年3月19日現在0.9%
と、きわめて低率となっております。

基本貸付料+附加貸付料+保険料



参考として、**ミルクタンクローリー**をリースした
場合、リース期間中にお支払いするリース料の総額
は、次のとおりになります。

附加貸付料率が低率のため、本体価格以外のお
お客様のご負担分は、12万円に抑えられて
負担が軽減されます。

参考

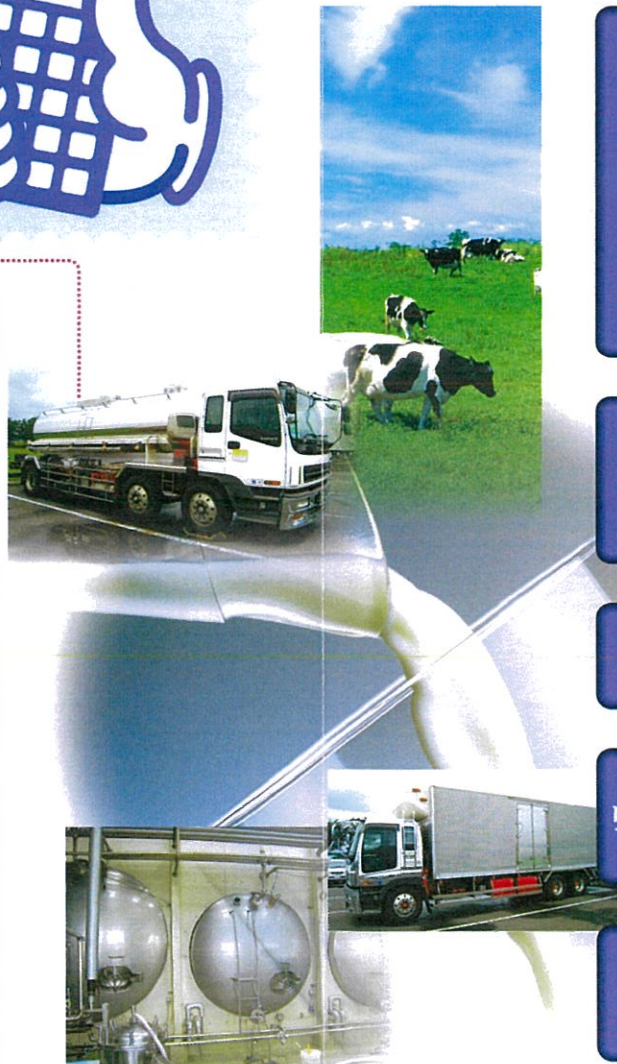
本体価格540万円(消費税込)の
ミルクタンクローリーを導入する場合の
リース料総額の試算

前提条件 [リース期間 5年間 リース料支払 年1回]
[附加貸付料率 0.9%]

リース料総額 **552万円**

内訳 ●基本貸付料 486.0万円
●附加貸付料率 12.0万円
●譲渡代金 54.0万円

※保険料、固定資産税、自動車税等は、お客様に負担していただきます。



リースの手続きと流れ



リース物件の選定

希望するリース物件は、
お客様自身が販売業者と交渉の上、機種等を
決定し、当機構あての見積書を依頼します。

リースお申込み先

リースの申請書は、
お客様が所属しているか、集送乳等契約を
締結している団体(下記)、または畜産環境
整備機構に提出します。
(団体の例)
●県農業協同組合連合会、農業協同組合(農協等)
●農協等が株式の過半数以上を所有している株式会社
●乳業者が直接または間接の構成員になっている事業協同組合
●酪農の振興を目的とする民法法人
●牛乳販売店が構成員になっている商工組合

契約の締結・発注

畜産環境整備機構は、
申請書を審査し、お客様とリース契約を
締結の上、販売業者と売買契約を締結し、
リース物件を発注します。

リースの開始

お客様が申請するリース物件を確認(検収)後、
リースが開始されます。

リース料のお支払い

リース期間中は、
リース契約に基づいて、年1回又は年4回の
リースをお支払いいただきます。

リースの終了・譲渡

リース期間満了後、譲渡代金のお支払いを
もって、リース物件の
所有権がお客様に移転します。